

# 個人と分人 「民法における人間」を考えるためのノート

著者	小粥 太郎
雑誌名	法学
巻	83
号	4
ページ	72-84
発行年	2020-02-28
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10097/00127200">http://hdl.handle.net/10097/00127200</a>

## 個人と分人

——「民法における人間」を考えるためのノート——

小 粥 太 郎

- I はじめに
- II 平野啓一郎の分人論
- III 分人論からみた民法
- IV おわりに

### I はじめに

「個人」<sup>(1)</sup>は、民法における人間を考えるために、避けて通ることができないテーマである。ところが、あらためて、——少なくとも民法の世界において——個人とは何かを問うてみるなら、その内実について必ずしも明快な解答が用意されているわけではないとの印象を禁じえない<sup>(2)</sup>。そこで本稿では、「分人」という発想——これ以上分割できないものの individual を分割する？——を手掛かりに、個人、そして、民法における「人間」を考えるためのノートを作っておくことにした。

分人論は、近年、平野啓一郎の作品において示され、1つの思想を形成しつつあるように思われる。以下では、まず、平野の分人論の紹介を試みる

- 
- (1) 憲法学の成果としての「個人」誕生の経緯（樋口陽一『憲法（第3版）』（創文社、2007年）29-32頁）を、ここで繰り返す必要はないだろう。
  - (2) 示唆に富む考察の例として、星野英一『民法のすすめ』（岩波新書、1998年）107-111頁。

(Ⅱ)。つづいて、分人論から民法の諸問題——人間に関する——に光をあててみたい(Ⅲ)。

## Ⅱ 平野啓一郎の分人論

### 1 定義？

はじめに、分人の意義を簡潔にまとめた、平野自身の説明を聞こう<sup>(3)</sup>。

「分人とは、対人関係ごとの様々な自分のことである。恋人との分人、両親との分人、職場での分人、趣味の仲間との分人、……それらは、必ずしも同じではない。」

「分人は、相手との反復的なコミュニケーションを通じて、自分のなかに形成されてゆく、パターンとしての人格である。必ずしも直接会う人だけでなく、ネットでのみ交流する人も含まれるし、小説や音楽といった芸術、自然の風景など、人間以外の対象や環境も分人化を促す要因となり得る。」

「1人の人間は、複数の分人のネットワークであり、そこには『本当の自分』という中心はない。」

「個人を整数の1とするなら、分人は、分数だとひとまずはイメージしてもらいたい。」<sup>(4)</sup>

「私という人間は、対人関係ごとのいくつかの分人によって構成されている。そして、その人らしさ(個性)というものは、その複数の分人の構成比率によって決定される。」

「分人の構成比率が変われば、当然、個性も変わる。個性とは、決して唯一不変のものではない。そして、他者の存在なしには、決して生じないもの

---

(3) 平野啓一郎『私とは何か——「個人」から「分人」へ』(講談社新書, 2012年)。

(4) 平野・前掲注(3)7頁。

である。」<sup>(5)</sup>

## 2 キャラとの違い

こうしてみると、分人は、いわゆる「キャラ」のようなもののようにも映る。しかし、平野のある作品には、主人公がその妻・今日子に対して、次のように語る件りがある<sup>(6)</sup>。

「似てるけど、キャラっていうと、どうしても表面的な感じがするでしょう？ キャラを使い分ける、演じ分けるっていう時、じゃあ、使いこなしたり、演じ分けたりする主体は誰なの？ 何なの？って話になる。〈本当の自分〉と〈その場限りの仮面〉っていう、すごく古い二元論になっちゃう。」  
「実感としても、僕は、今日ちゃんと今しゃべっている自分を、別に無理して作っているわけじゃない。自然とこうなってる。実家の母親としゃべってる時だって、キャラを作っているわけじゃない。ディヴ<sup>(7)</sup>は、キャラみたい  
に操作的 オペレイショナル operational じゃなくて、向かい合った相手との協同的 コーボレイティブ cooperative  
なものだって言われているんだよ。」「あと、キャラと違うのは、人がいなくてもいいってこと。誰もいない海とか山とか、そういう外界からの影響で、別の場所にいるときは違った自分がふと生まれてくる。それもディヴだって考えられてる。関わる人だとか、関わる物事だとかがあって、初めて分化する。自分の中のある一面で、そういう分人が、中心もなくネットワーク化されているのが個人だっていう考え方だよ。本当の自分なんてない代わりに、色んな自分をずっと駆け巡りながらものを考えるっていう発想なんだ。」

---

(5) 強調は原文。平野・前掲注 (3) 8 頁。

(6) 平野啓一郎『DAWN』(講談社, 2009 年) 129-130 頁。

(7) dividual のディヴ。傍点は原文。

### 3 具体的展開

(1) 平野の分人論は、より具体的には、『DAWN』（講談社、2009年）、『ある男』（文藝春秋、2018年）などの作品に見出すことができる。無料を顧みずに本稿の関心に沿って中味を切り出してみよう。

(2) 『DAWN』では、2033年、主人公・佐野明日人を含む6人の男女が宇宙船DAWNに乗り込み、人類初の火星往復に旅立つ。3年ほどの航海中、明日人は、ほとんど、船内の同僚との関係での（宇宙飛行士としての）分人を生きることしかできない。狭い船内での任務過重、地球とくに日本からの期待に押しつぶされそうなところに船内の人間関係も混乱をきわめ、変調を来す。地球帰還後の明日人は、いまにも自殺しかねない危さである。明日人には妻・今日子があるが、明日人の航海中は、互いに夫婦としての分人を生きることが難しかったため、2人の関係も不調である。しかし、明日人は、今日子とともに、互いの関係における分人を再構築する——曲折がありながらも2人の善性のようなものに支えられているように映る——ことを通じて、今日子との関係での分人に生きる希望を取り戻す（宇宙飛行士としての分人の構成比率が下がってくる）。

(3) 『ある男』では、——展開される幾重の物語のなかに——殺人を犯して死刑に処せられた男の息子が、艱難辛苦を経て、怪し気なブローカーを介しての「戸籍交換」によって、まったく別人——谷口大祐——になりすましてようやく平穏な生活を手に入れたかと思つたところで不慮の死に見舞われる物語が流れている。谷口大祐になる前と後では、同じ人間であっても、異なる分人が生きられていることになろう。また、大祐が死ぬと、その家族には、大祐との関係で形成された分人が——いわば活性化する場面がなくなってゆき——取り残される（それが遺族の悲しみ）。

#### 4 理由

こうした分人論は、なぜ展開されているのだろうか。平野は、抽象的には、「私たちは現在、どういう世界をどんなふうに生きていて、その現実をどう整理すれば、より生きやすくなるのか?」。「分人という用語は、その分析のための道具に過ぎない。」と説明している<sup>(8)</sup>。もう少し具体的に考えてみると、分人論は、近代法の予定した個人（後述Ⅲ1参照）にのしかかる苦しさから人間を救い出す可能性<sup>(9)</sup>、すなわち、目前の1つの分人だけを生きるのがつらい人間に対して、よりどころとなるべき別の分人を見つけ、育ててその分人をも生きることによって、少し楽になろうという救済のメッセージが含まれているように思われる。佐野明日人は、今日子との分人を育てることで死を免れることができそうであった。谷口大祐は、別人になりすますことによって過去の自分の苦境から逃れて新しい人生を——短期間にせよ——送ることができたようである。

---

(8) 平野・前掲注(3)8頁。

(9) 平野啓一郎は、『空白を満たしなさい』において、自殺から蘇った(!)土屋に対する精神科医・池端のセリフとして、次のようなものを与えている。「なぜ、分人なのか?——それは、人を自殺させないためです。」(「(下)」(講談社文庫, 2015年)95頁)。「人間は、生きていくためには、どうしても自分を肯定しなければならない。自分を愛せなくなれば、生きてゆくのが辛くなってしまふ。しかしですよ、自分を全面的に肯定する、まるごと愛するというのは、なかなか出来ないことです。よほどのナルシストじゃない限り、色々嫌なところが目についてしまう。しかし、誰かといる時の自分は好きだ、と言うことは、そんなに難しくない。その人の前での自分は、自然と快活になれる。明るくなれる。生きて心地が良い。全部じゃなくても、少なくとも、その自分は愛せる。だとしたら、その分人を足場に生きていけばいい。もしそういう相手が、2, 3人いるなら、足場は2つになり、3つになる。だからこそ、分人化という発想が重要なんです。」(同96頁)。

### Ⅲ 分人論からみた民法<sup>(10)</sup>

#### 1 近代的個人

(1) 分人論によれば、個人は複数の分人から構成される。それぞれの分人は相互独立性が高そうである。これに対して近代法の予定していた個人は、そこに複数の分人のようなものがあらわれるとしても、それらの間には一貫性が求められていたのではないかと考えられる。

(2) まず、『DAWN』との関係では、人間が、共時的に同一性を有すべきものか否かという論点が浮上する。近代法の予定した個人は、ある時点において、対外関係ごとに異なる分人を生きるのではなく、あらゆる局面において同一の人間であるべきなのだろう。対外関係ごとに異なる思想を表明する

---

(10) 平野の分人論は、少なからざる法律家に対して、棟居快行のプライバシー論——自己イメージのコントロール権説（棟居「ノンフィクションとプライバシー」によれば、「人は家族、友人、職場の同僚、あるいは見知らぬ人々との間に多様な社会関係を有している。この多様な社会関係のそれぞれに対応して人は、様々の（父親、親友、職場の課長、通勤電車の一乗客などの）役割を与えられており、またそれらの社会関係のコンテクストごとに多様な役割イメージを使い分けることが許されるべきである。」（ジュリ 905号（1988年）61頁）——を想起させるだろう。棟居の主張が、佐藤幸治の自己情報コントロール権説（「プライバシーの権利は、個人が道徳的自律の存在として、自ら善であると判断する目的を追求して、他者とコミュニケーションし、自己の存在にかかわる情報を開示する範囲を選択できる権利として理解すべき」）だとする佐藤『日本国憲法論』（成文堂、2011年）182頁）と径庭がない（自己イメージコントロール権説について、長谷部恭男ほか編『注釈日本国憲法』（有斐閣、2017年）121-122頁（土井真一）は、自己情報コントロール権説と「必ずしも互いに排斥する関係に立つものではない」とし、山本龍彦「プライバシー」宍戸常寿・林知更編『総点検日本国憲法の70年』（岩波書店、2018年）83頁は、自己情報コントロール権説の定義に吸収されるという）とするなら、自己情報コントロール権は、佐藤自身によって、「人間の自由な実存にとって不可欠」、「人間の良心の深み、実存の根源にかかわる」ものと規定されており（蟻川恒正ほか「佐藤幸治憲法学との対話」法時 82巻5号（2010年）54-55頁における佐藤の発言）、平野の分人論——人間の生存を支える？——との距離も遠くないのかもしれない。

なり行動をしても法的に許される——民事・刑事等の責任を負わない——とすれば、無責任だ、一貫性がないなどの批判も生じるだろう。

(3) つぎに、『ある男』との関係では、人間が、通時的に一貫性を有すべきものか否かという論点が浮上する。近代法の予定した個人は、過去・現在・未来を通じて同一の人間であるべきなのだろう。過去の行為について、未来の当人が知らん顔をする——民事・刑事等の責任を負わない——とすれば、無責任だ、一貫性がないなどの批判も生じるだろう。

(4) このように共時的にも通時的にも——とくに法的責任との関係で——一貫性を有すべき人間が、近代法の予定した個人——責任を負うことによって自由になる——ではないかと考えられる<sup>(11)</sup>。

## 2 責任財産と分人<sup>(12)</sup>

(1) 近代法の予定した個人が有すべき共時的一貫性は、財産法上の問題に即していえば、たとえば、ある自然人が職業生活において負担した債務  $a$  について、その職業生活上の財産  $A$  (オフィスを構成する土地建物什器備品等) を引当てにするだけでなく、その人の家庭生活に関わる財産  $B$  (自宅を構成す

---

(11) 拙稿「民法における近代性の危機——日本の2編のSF小説を素材に超情報社会における人間の自由の問題を考える」第8回日仏法学共同研究会報告集「情報」(ICCLP publications) 12号(2012年)121頁は、監視社会という状況設定下で、同様の課題につき、若干の検討を行った(監視社会においては、人間が分人化を試みてもすぐに同定されてしまうため、単一の分人を生きざるをえず、苦しい)。

(12) 個人・分人と責任財産との関係については、拙稿「民法における二重債務問題」論究ジュリ6号(2013年)53頁で若干の検討を行った。小峯庸平「責任財産の分割と移転に関する一考察——フランスにおけるパトリモワヌ概念に関する諸理論を参照して(1)～(4・完)」法協134巻9号(2017年)1頁, 12号(2017年)151頁, 135巻6号(2018年)61頁, 12号(2018年)1頁が検討する責任財産の分割・移転(とくに「(3)」法協135巻6号62-94頁で検討されたトマ＝レイノーの所説)も、本稿の視点からすれば、分人論の可能性を探る研究である。



る土地建物家具等)をも引当てとすることを意味すると考えられる。これに対して分人化を志向するなら、人間の共時的一貫性にもかかわらず、たとえば、ある自然人の職業生活上の財産 A を、——事業の法人化による責任財産の分離をしなくても——家庭生活に関わる財産 B から分離する(財産 B は事業債務 a の引当にならない)可能性<sup>(13)</sup>が追及されるべき課題となりうる。

(2) 近代法の予定した個人が有すべき個人の通時的一貫性は、同じく財産法上の問題に即していえば、たとえば、ある人が過去に負担した債務について、その人の将来の財産も含めて引当てになることを意味すると考えられる。これに対して分人化を志向するなら、人間の通時的一貫性にもかかわらず、たとえば、破産免責制度には重要な意義が認められ、また、民事再生において再生債務者の将来の収入を再生債権者への返済原資に組み入れる方針には消極的評価がされると考えられる<sup>(13a)</sup>。

### 3 消費者と分人

(1) 瀬川信久は、民法における人間像を語った際に、1人の人間のなかに多様な人間像が共存することを指摘している。いわく、「法的人間像についての私の理解ですが、一言でいうと、いわば立体的万華鏡ではないかと思うのです。」「1人の人間でも、消費者法から見ると、投資者の法から見ると、医療法から見ると、全然違った側面を映し出すようになっているのではないか。これは労働者という人間像とはだいぶ違います。」「この人間像の多面化は、法化の進展によるのではないかと思います。「法における人間像」の変化は、人間が変わったからではなく、法がそれまで捉えていなかった人間関係を捉えるようになったことに起因するのではないのでしょうか。た

---

(13) そのようなフランスの制度について、ごく簡単には拙稿・前掲注(12)57頁。

(13a) 本文の論点に関連する対抗図式について、水元宏典「倒産法の現在・過去・未来」南野森編『法学の世界[新版]』(日本評論社、2019年)198頁。

たとえば、医師と患者の関係、学校教育の関係は、以前は、専門家集団の自治・自由に委ねられていたのですが、そこに法が入り込むようになったということです。なぜ法が入り込むようになったのか、その理由は、市場関係の浸透と民主化、これらによる「市民」化だろうと思います。」<sup>(14)</sup>

(2) 人間の消費者としての側面に言寄せると、消費者契約の締結過程・内容に対して消費者の支援なり保護が行われる理由について、分人論から説明できそうな部分がある。消費者支援・保護の理由は、一般に、消費者と事業者との間の「情報の質及び量並びに交渉力の格差」（消費者契約法1条）に求められてきたけれども<sup>(15)</sup>、大村敦志は、踏み込んで、「縮減モデル」による説明を行っている<sup>(16)</sup>。すなわち、消費者の自己決定は重要だが、それにはコストがかかる。事業者の情報提供・誠実交渉を義務づけたとしても、「膨大な情報を適切に処理して決定を行うというのは消費者にとっては大きな負担だろう」。そこで、消費者の情報処理の負担を縮減するために、事前に選択肢を絞り込む——内容が著しく不当な契約を市場からあらかじめ放逐しておく——というのである。この「縮減モデル」に対しては、消費者の自己決定にコストがかかるとしても、自分の利益を実現するためにコストをかけるべきことは当然であり、そのことだけが消費者支援・保護を規範的に正当化するものではないとの批判がありえよう。しかし、ある消費者が、手間暇を厭わず、日々の消費者契約を丁寧吟味して事業者との交渉を試みるならど

---

(14) 石川健治ほか『《座談会》法における人間像を語る』法時80巻1号（2008年）7頁の瀬川信久発言。なお、「労働者は、その前の、近代以前の封建時代の身分とは違うが、半ば一身固定的な性格を持っている」「階級とはそういうものの」とされている（同6頁の瀬川発言。瀬川は、労働者性を、分人的なものではなくてその人間の属性全体を示すものとみているのだろう）。

(15) 必ずしも万人を説得していないことについて、たとえば、廣瀬久和ほか『『定型約款』規定の民法への導入を考える：法と経済学からの問題提起』法と経済学12巻1号（2017年）59-60頁の廣瀬発言、田中亘発言。

(16) 大村敦志『消費者法（第4版）』（有斐閣、2011年）120-121頁。

うなるか。電気、ガス、水道の供給契約、電車バスの運送契約、食品雑貨の購入等々、人間の日常は、数多の消費者契約によって成り立っている。同時に消費者は、消費者であるにとどまらず、人間として、家族を持っていたり、労働者であったり、友人を持っていたり、さまざまな局面毎に分人を有するはずである。それにもかかわらず、消費者としての分人の、さらにその一部分にのみかかわる1つの消費者契約について、その内容を自分に満足がゆくものにするなどのためにその人間の持つエネルギーの大半を投入——そもそも相手方企業は交渉に応じてくれないだろうからどうやったら交渉に応じてもらえるかから考えないといけない——してしまうなら、その人間は、消費者としてのその他の分人、さらに家族との関係での分人、労働者としての分人、友人との関係での分人などを、生きることが難しくなってしまう。そのために「縮減」が必要なのだということはできるだろう。1つの分人ばかりが肥大化した状態がその人間の生存に与える脅威については、さまざまな形で平野が語っていたのだった。

もう1つ牽強付会を承知で加えるなら、貸金業法が定める貸付のいわゆる総量規制（貸金業者が個人顧客の年収の3分の1を超えて貸付を行うことを規制。同法13条の2）も、貸金業者に対する返済に迫られる分人が他の分人を制圧しないようにするための制度だと解釈できる面がないではない。

#### 4 市民と分人

日本の民法学で少なくともこれまで支配的だった見方によれば、民法は、政治的な世界である国家と切り離され、国家の介入を受けずに人々が自由に社会関係を形成することが認められた経済的社会領域たる市民社会の法である<sup>(17)</sup>。そこでは、(民法でなく)「法」における人間も、政治的社会における

---

(17) 内田貴『民法I（総則・物権）（第4版）』（東京大学出版会，2008年）13-14頁。他方で、大村敦志『新基本民法1総則』（有斐閣，2017年）241頁，同

人間 シトワイヤン citizen としての側面と、経済社会的側面における人間 ブルジョワ bourgeois としての側面との区分——分人化？——が語られていた。この区分によって、1人の人間が、社会の一方の側面において不自由を忍びつつ、社会の他方の側面において自由を享受するなどの現象が説明されてきた。

#### IV おわりに

1個の人間の諸側面のうち、もっぱら消費者としての側面が肥大することに対しては、違った角度からの警告も発せられている。樋口陽一はいう。「…消費者主権なんていう、形容矛盾の言葉がひじょうに愛されている。主権という言葉を使って、お客様は神様です、安ければいいというふうに。しかし各シトワイヤンはたしかに消費者であると同時に、生産者であり、労働者であるわけでしょう。消費者主権というのは、価格破壊でなんでも安くなればいい、安くなることによって自分たちの労働条件はどんどん悪くなるということに目を覆わせる、非常に悪質な宣伝です。ところが、それを良心的な市民運動とか、左翼の人まで消費者主権ということを言う。でも、その場合には、公事に関与するというニュアンスはまったくくない。」<sup>(18)</sup>。

---

『法典・教育・民法学』第1編（「民法と民法典を考える」（有斐閣，1999年），吉田克己『現代市民社会と民法学』（日本評論社，1999年）106-117頁は，経済中心の市民社会・民法理解を批判する。

- (18) レジス・ドゥブレは著『思想としての〈共和国〉日本のデモクラシーのために [増補新版]』（みすず書房，2016年）263頁 [樋口陽一発言]。樋口は，日本の実定法（特定非営利活動促進法（平成10（1998）年法7号）1条・2条とくに2項2号のロ・ハ参照）上の市民概念について，「この法律が規定する市民は政治にかかわってはいけけない」，「政治から隔離された市民はこういうことをしちゃいけない，という条文の形で，市民像が打ち出されている」と指摘していた（樋口陽一『いま，憲法は「時代遅れ」か——〈主権〉と〈人権〉のための弁明——』（平凡社，2011年）111頁）。ところが1789年フランスの人及び市民の諸権利の「宣言がシトワイヤンの権利と言っているのは，一言で言えば，国家をつくり上げ，それを動かす場面での諸個人の権利なのです」（樋口・前掲115頁），「国民の政治離れを何とかするために市民というコンセプトに助けを求めるといっても，そううまくは行かないということは，この言

この警告は、1人の人間を構成する複数の分人のうち1つだけを肥大化させることへの批判なのだとして受けとれば、分人論の範疇で理解できる。しかし、この警告は、人間としての統合ないし一貫性を重視すべきだという観点からの批判——1人の個人としての一貫性を持つべきだとすれば消費者主権などというような考えに与するのはおかしい——だと受けとめるべきようにも思われ、そうなるとそれは、分人論への批判だということになる。

分人論には、本稿で一瞥した限りでも、民法の技術的問題のみならず、個人、そして民法における人間を考えるための手掛かりが散在しているようであった。分人論には、個人の観念がどこまで普遍性を持ちうるのかという疑問<sup>(19)</sup>を増幅させる内容も含まれている。とはいえ、一方で、まだ、個人すら析出されていないかのような領域もある<sup>(20)</sup>。他方で、分人論を展開する

---

業の歴史からも見えてくるでしょう。」「しかしなお、何とかしてそういう市民にすぎろうというのが、市民論の現況です。」(樋口・前掲117頁)。こうした見方によれば、消費者教育推進法(平成24(2012)年法61号)における「消費者市民社会」(同法3条2項は、「消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。」と定める)という法律用語の誕生は、いかにも日本の実定法らしい展開に映るのではないか。

(19) 西欧との対比でしばしば日本に言及するアラン・シュピオ(橋本一径・嵩さやか訳)『法的人間 ホモ・ジュリディクス 法的人类学的機能』(勁草書房, 2018年)は、本文の「疑念」の一面を増幅させる。

(20) 消費者に対峙する者、労働者に対峙する者は、単に「企業」などとされ(吉田・前掲注(17)196-197頁参照)、「企業」のなかで具体的に行動する人間の存在は忘れられがちではないかと思われる(組織のなかで具体的に手を下す人間を個人として析出する意義を語るのは、広中俊雄「盗聴警察官の個人責任を考える視点」『警察の法社会学(広中俊雄著作集8)』(創文社, 2004年)462頁)。なお、「ロマンチックに悪を神秘化することに、私は反対です。悪を誇大視することにも反対です。それは翻って、我々の善を神秘化し、誇大視させることになります。どんなに巨悪に見えようとも、それは徹底して、具体的に突き詰めて、ミもフタもないレベルにまで解体すべきです。そう出来ない悪など、この世界には存在しません。その果てには、必ず固有名詞を持った個人が存在し、その個人を悪へと駆り立てた分人が発見できるはずです。誰が、何のためにやっていることか? それを見極めることが重要です。」(平野・前掲注

としても、人間の個人としての性格——というべきか、不可分性 indivisibility というべきか——を簡単に捨て去ることも難しいだろう(21)。

---

(6) 『DAWN』327頁。アメリカ民主党の大統領候補の考えを示すセリフとして)。

- (21) 法社会学 85号(2019年)の特集「市民社会と法社会学」においては、市民社会を、経済取引に限定されたものとしてではなく公共性を帯びるものへと増築・改築したいという願望が感じられ、そこでの市民概念は、本稿でいう分人——とくに政治と経済の区分(本文Ⅲ4)——を統合する志向に親和性がある。平野・前掲注(6)『DAWN』416頁では、分人に応じた顔を持つとうとして整形手術を繰り返し、醜い混沌とした顔を持つに至った男に、「分人に応じた顔を持つということは、個人の唯一の顔を失うということなのだろうか?」と言わせている。分人の統合への志向を想起させる件りとして、「人を好きになるって、……その人のわたし向けのディヴィジュアルを愛することなの? それを愛するわたし自身もその人向けのディヴ?、分人?、インディヴィデュアル同士で愛しあうって、ひとりの人間の全体同士で愛しあうって、やっぱり無理なの? そこに拘るのって、……子供じみた、無意味なことなの?」(同134頁。傍点は原文。今日子のセリフ)、「いくら自分の与り知らない分人の問題だと言っても、佐野明日人という個人はやっぱり1人で、そのからだはひとつだけだった。」(同471頁。地の文)。